

下条地区振興会会則

昭和43年8月8日 制定

(名称)

第1条 本会は、下条地区振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、下条地区の住民が自ら地区の将来像を考えその実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 防災、安全に関する事業計画の策定及び推進
- (2) 生活、環境に関する事業計画の策定及び推進
- (3) 教育、スポーツに関する事業計画の策定及び推進
- (4) 健康、福祉に関する事業計画の策定及び推進
- (5) 文化、まちづくりに関する事業計画の策定及び推進
- (6) 地区内公共施設整備（公共事業要望を含む。）及び公共財産の活用及び管理に関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、下条地区の全世帯をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 35名以内（会長、副会長及び部会長理事を含む）
- (4) 部会長 設置された部会に部会長を置く。ただし部会長理事とする。
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- (2) その他の理事（部会長理事を含む。）は、会長、副会長、事務局長及び会計の

協議を経て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 本会の役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、補欠を選任しその任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第8条 本会の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成するとともに会長及び副会長を除く理事はそれぞれ部会を担当し、部会事業の企画・調整・執行等部会活動にあたる。
- (4) 部会長は、部活動を統括する。
- (5) 監事は、会計及び会務を監査し総会に報告する。
- (6) 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (7) 会計は、会の会計事務を処理する。

(参与)

第9条 本会に参与を置くことができる。

- (1) 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 参与は、会長の諮問に応じる。

(総会)

第10条 本会は、総会に代えて代議員による代議員会をもって最高決議機関とする。

2 代議員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 一号代議員 各町内選出とし、各町内1名とする。
- (2) 二号代議員 様々な知識や経験及び技術を有する者を理事会において選出し、総員10名以内とする。

3 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 代議員に欠員が生じたときは補充を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 定例代議員会は年2回開催し、4月及び翌年3月とする。

6 代議員会は会長が招集し、定足数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛否で議決するものとする。

7 前項のほか、協議に付す必要がある場合又は事業執行過程で協議・報告等を行う場合は、会長の招集により、臨時に代議員会を行うことができる。

8 議長は、出席代議員の中から互選によって選任する。

9 代議員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の予算・事業計画の承認（各種団体への負担金を含む）
- (2) 毎年度の決算・事業報告の承認（各種団体への負担金を含む）
- (3) 会則の改正の承認
- (4) 承認された予算以外で、新たに会として債務を生じる場合の承認
- (5) その他重要事項の承認

（理事会）

第11条 事業を企画、推進するために理事会を設置する。

2 理事会は必要な都度会長が招集し、理事会の議長は会長がこれを行う。

3 理事会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の予算・事業計画に関すること。
- (2) 毎年度の決算・事業報告に関すること。
- (3) 理事会選出代議員及び各部会委員の選出に関すること。
- (4) 各部会事業活動の連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

（本部役員会）

第11条の2 本会に本部役員会を置き、月1回の定例会とするほか必要な都度会長が招集する。

2 本部役員会は会長、副会長、部会長理事、事務局長及び会計をもって構成する。

3 本部役員会は、理事会及び代議員会に諮る事項及び緊急を要する事項について協議する。

（部会の設置）

第12条 本会に置く部会及び部会の事業は、別表1のとおりとする。

（役職員の報酬等）

第13条 本会の役職員には、下条地区振興会報酬・費用弁償及び旅費並びに事務費用支給規程（平成24年4月1日制定）による実費支給を行う。ただし、事務局長及び事務局員については、会長の判断により、給与に相当するものを支給できるものとする。

（プロジェクト事業）

第14条 本会に地区振興事業の促進を図るために必要と認める場合は、特別なテーマを推進するためのプロジェクト事業を設置し、当該事業を遂行するためのプロジェクトチームを編成することができる。

2 プロジェクトチームの構成は、理事・部会委員・代議員・事務局をはじめ、各団体及び会員の中から委員を委嘱し、これにあたる。

3 プロジェクトチームの設置・運営に関しては、設置する時点で詳細を定める。

（事務局の設置）

第14条の2 本会の事務局は、十日町市下条公民館に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 3 事務局員は、本部役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 事務局員は、事務局長の命を受け会務を処理する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、十日町市交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第17条 本会の会則の改正は、代議員会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この会則の定めのほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 本会の発足は昭和43年8月8日からとする。
- 2 この改正規約は、昭和50年8月6日から施行する。
- 3 この改正規約は、昭和55年4月1日から施行する。
- 4 この改正規約は、昭和57年4月1日から施行する。
- 5 この改正規約は、昭和59年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成4年4月1日より施行する。
- 7 従前の下条地区振興会規約は、これを廃止する。
- 8 この改正規約は、平成5年6月1日から施行する。
- 9 この改正規約は、平成8年4月1日から施行する。
- 10 この改正規約は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 平成16年3月25日一部改正する。
- 12 平成17年4月12日一部改正する。
- 13 平成20年6月2日一部改正する。
- 14 この改正会則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、平成23年度事業の執行及び決算・事業報告については、従前の会則に基づく下条地区振興会役員会及び常任委員会がそれぞれ調製し承認を行う。
- 15 平成24年3月25日一部改正する。
- 16 この改正会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 17 この改正会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 18 この改正会則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第12条関係）

部会及び部会の事業

区 分	機 能 分 担
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会の運営（組織・予算・決算）に関すること ・ 理事会・代議員会・役員会に関すること ・ 公共事業に関すること ・ 広報げじょう編集委員会に関すること ・ 振興会だよりの発行に関すること ・ 公共施設（下条中央公園・岩野山球場・利雪親雪総合センター・旧東下組小学校・旧下条小学校特別教室棟）に関すること ・ その他必要な事項
教育・スポーツ部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体（独立した3団体を除く）・サークル等の活動の連絡調整（事業、予算及び決算）に関すること ・ 教育・スポーツにかかわる事業計画及び執行に関すること ・ その他必要な事項
生活・福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体（独立した3団体を除く）・サークル等の活動の連絡調整（事業、予算及び決算）に関すること ・ 安全安心、生活環境及び健康福祉にかかわる事業計画及び執行に関すること ・ その他必要な事項
まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体・サークル等の活動の連絡調整（事業、予算及び決算）に関すること ・ まちづくりにかかわる事業計画及び執行に関すること ・ その他必要な事項